



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

- 告示
 - 1 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
 - 2 生活保護法による指定施術機関の廃止 (福祉保健総務課)
 - 3 " (")
 - 4 生活保護法による施術機関の指定 (")
 - 5 " (")
 - 6 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)
 - 7 肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課)
 - 8 肥料の登録の登録事項の変更 (")
- 選挙管理委員会告示
 - 1 政治団体の設立の届出
 - 2 政治団体の届出事項の異動の届出
 - 3 政治団体の解散の届出
 - 4 政治団体の収支報告書の要旨
 - 5 "
- 公告
 - 和歌山県和歌川河川公園の指定管理者の指定 (河川課)
 - 紀の川流域下水道の指定管理者の指定 (生活排水課)
 - 日高港浜ノ瀬緑地の指定管理者の指定 (管理整備課)

告 示

和歌山県告示第1号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成20年2月17日まで縦覧に供する。

平成20年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年12月17日
- 2 名称
特定非営利活動法人日本咬合学会
- 3 代表者の氏名
丸山剛郎
- 4 主たる事務所の所在地

紀の川市貴志川町長原248番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、国民に対して、全身健康ならびに咀嚼、それらに付随する咬合に関して基礎的探究を行い、情報交換の場の提供に関する事業を行い、その進歩発展を通して国民の全身健康の向上と健康長寿の獲得に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第2号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有柔 38-11	広川紀之國接骨院	有田郡広川町広550-2	平成 19.9.22

和歌山県告示第3号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有柔 12-53	滝川整骨院	有田郡有田川町長田1番地	平成 19.12.7

和歌山県告示第4号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有柔 45-19	広川紀之國接骨院	有田郡広川町広552-1	平成 19.9.27

和歌山県告示第5号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
紀柔4-19	ちかたに柔整院	紀の川市粉河386-7	平成19.12.10

和歌山県告示第6号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成20年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3010100463	黒潮作業所	和歌山市楠本39-1	旧知的障害者通所授産施設	社会福祉法人一麦会	和歌山市岩橋643	平成19.10.31
	黒潮作業所分場	和歌山市里62-1	旧知的障害者通所授産施設分場	社会福祉法人一麦会	和歌山市岩橋643	平成19.10.31
	黒潮作業所第二分場	和歌山市出島31-8	旧知的障害者通所授産施設分場	社会福祉法人一麦会	和歌山市岩橋643	平成19.10.31

和歌山県告示第7号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第1

6条第1項の規定により公告する。

平成20年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第562号	混合有機質肥料	97 獣動物混合肥料	窒素全量9.0 りん酸全量7.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807番地	平成22年12月20日
和歌山県第563号	混合有機質肥料	89 獣動物混合肥料	窒素全量8.0 りん酸全量9.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807番地	平成22年12月20日
和歌山県第564号	混合有機質肥料	710 獣動物混合肥料	窒素全量7.0 りん酸全量10.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807番地	平成22年12月20日

和歌山県告示第8号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第13条第1項の規定により、肥料の登録の登録事項を変更した旨次のとおり届

出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

平成20年1月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	業者の名称	変更があった事項		変更年月日
				変更前	変更後	
和歌山県第562号	混合有機質肥料	97 獣動物混合肥料	谷口商工株式会社	代表者変更		平成19.12.13
				代表取締役 谷口脩司	代表取締役 谷口陽子	
和歌山県第563号	混合有機質肥料	89 獣動物混合肥料	谷口商工株式会社	代表者変更		平成19.12.13
				代表取締役 谷口脩司	代表取締役 谷口陽子	
和歌山県第564号	混合有機質肥料	710 獣動物混合肥料	谷口商工株式会社	代表者変更		平成19.12.13
				代表取締役 谷口脩司	代表取締役 谷口陽子	

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規

定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年1月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
白浜輝く会	笠原恵利子	笠原佐和子	西牟婁郡白浜町富田607	平成19.3.6	政治団体	
自由民主党桃山町支部	中嶋武士	小坂欣也	紀の川市桃山町野田原169	平成19.12.3	政党の支部	

和歌山県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年1月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
民主党和歌山県第1区総支部	主たる事務所の所在地	和歌山市西浜3丁目7-53	和歌山市八番丁9番地 県信ビル504号室	平成19.10.22	政党の支部	
片桐章浩後援会	会計責任者	由良充朗	松田善彦	平成19.11.14	政治団体	
岸本健後援会	主たる事務所の所在地	紀の川市荒見108	紀の川市荒見46-3	平成19.11.14	政治団体	
民主党和歌山県第3区総支部	代表者	藤本真利子	山部弘	平成19.11.15	政党の支部	
日本行政書士政治連盟和歌山県支部	会計責任者	坂口導功	味村一彦	平成19.11.22	政治団体	
世耕弘成本宮後援会	会計責任者	小松成男	大前実	平成19.11.28	政治団体	
民主党和歌山県第2区総支部	会計責任者	山部弘	メ木佳明	平成19.12.12	政党の支部	

和歌山県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年1月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党桃山町支部	村垣文男	平成19.11.21	平成19.11.21
東幸司後援会	井関孝純	平成19.11.30	平成19.12.4
幸友会	黒田七郎	平成19.11.30	平成19.12.4

「せこう弘成」清水後援会	中尾忠二郎	平成19.11.30	平成19.12.4
--------------	-------	------------	-----------

和歌山県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成20年1月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	自由民主党桃山町支部	東幸司後援会	幸友会	「せこう弘成」清水後援会
報告年月日	平成19年11月21日	平成19年12月4日	平成19年12月4日	平成19年12月4日
資金管理団体の届出をした者の氏名				
資金管理団体の届出に係る公職の種類				
1 収入総額	208,463	320,152	0	0
ア 前年繰越額	208,463	8,173	0	0
イ 本年収入額	0	311,979	0	0
2 支出総額	0	320,152	0	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計		311,979	
	(a) 個人分 (うち特定寄附)		311,979	
	(b) 法人その他の団体分			
	(c) 政治団体分			
	(イの寄附のうちあっせんによるもの)			
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
カ その他の収入				
4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費		179,677	
	(イ) 光熱水費		42,857	
	(ウ) 備品・消耗品費			
	(エ) 事務所費		136,820	
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費		140,475	
	(イ) 選挙関係費		39,880	
	(ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費		100,595	
	(a) 機関紙誌の 発行事業費			
	(b) 宣伝事業費		100,595	
	(c) 政治資金パーティー 開催事業費			
(d) その他の事業費				
(エ) 調査研究費				
(オ) 寄附・交付金				
(カ) その他の経費				
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)				

和歌山県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成18年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成20年1月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	くずもと文郎後援会		
報告年月日	平成19年12月7日		
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
1 収入総額	0		
ア 前年繰越額	0		
イ 本年収入額	0		
2 支出総額	0		
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
	5 資産等の状況		
(*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)			

公 告

公 告

和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成19年和歌山県条例第62号）附則第2項の規定により和歌山県和歌川河川公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 和歌川リバーパークマネジメント
（代表となる団体）
大揚興業株式会社
和歌山県和歌山市新通二丁目10番1
（構成員）
和歌山県和歌山市宇須三丁目1番3
和歌川河川公園周辺美化推進協会
- 2 指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

公 告

和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例（平成17年和歌山県条例第78号）第7条の規定により、紀の川流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

公 告

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成19年和歌山県条例第78号）附則第2項の規定により、日高港浜ノ瀬緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年1月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 美浜町
和歌山県日高郡美浜町和田1138-278
- 2 指定の期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで